事務事業名	農集受益者	分担金賦課徵	<b>数収事務</b>			=フェスト <b>]連</b>	□ 全庁 課題		□ 集中改造 アラン関連	
総合 政 策	2 緑豊/	かな環境と共	生するまちつ	づくり	所属		<b>3</b>	課長名	水野 孝	:春
計画 施 策		竟の保全			所属	属課 上下2	k道課	担当者名		ŧ
体系 基本事業	1	の浄化			所属		斗金班 	(内線)	1164	
予算科目	会計 款 農集 1	<u>項</u> 目 1 1	事業連番 10228		集落排水事	業集落排水处 業受益者分担			度評価結果 先度評価結:	! <u>〔</u> 果
終了、開始年度	□ 24年度	で終了	□ 24年度から	開始 事業	♥期間 □単年	年度のみ □期間限2	☑単年度繰〕 定複数年度	区 (開始年度 (	18 ~	年度) 年度)
★事務事業の概	一声 (目体的	けるのち	壬順 詳紅		2 指粉年度	車業は全体	侮を記述)			
【事業の内容】		排水事業受益						金の一括納付	に対する報	異金に関す
137631311	る事務を行	う。分担金の	)滞納者につし	ハては督促を	:行ったり、ī	直接訪問し徴	収を行う。			
(開始した背景・	農業集洛  当初より開	排水事業を運 始。地方自治	凰宮するにあ7 ネ法に基づき‼	たつて、爭業 試課・徴収を	費の受益者   ・行っている	負担を設定し 、	、その負担語	割合、金額を	設定・徴収で	するために
きっかけ・今後の	農業集落	排水事業は平	成12年度に	記了しており	、今後の新	現賦課はほと			1±± ~ 2	L 10+
状況変化を含む)		度より一括糾 に拡大した。	9付の対する\$	戦奨金の交付	「割合を20%か	<b>いら10%に変更</b>	し適用範囲る	を整備計画区	域内のみでる	あったのを
	1.0.11	2227 1 2 1 2 0								
【業務の流れ】		にともなう事 の発行ほか)	務(①分担金	申告書提出、	②減免・猶	予申請受付、	③決定通知夠	<b>Ě行、減免・</b> 犯	酋予決定通知	書の発行
	・滞納者に	対する督促状	の発行、納付	相談、滞納	整理 (個別訪	問)	88 L 7 C	<u> </u>	D = 0 4 1 1 1 1 1 1 1	
		地に対する現	地調査、受益	者分担金の-	一括納付に対	する報奨金に	関する審査、	支払事務、i	過誤納付還付	手続き等
【主な予算費目】	報償費、	役務費								
【意見や要望】	特になし									
関係者(住民、議会、事業対象者、利害関										
事業対象省、利吉関係者等)からどんな										
意見や要望が寄せ										
られているか?	. ★77 (D.O.	DI ANI)								
1 現状把握の (1)事務事業の目的		PLAN)				· 拡充区分		I		
①手段(主な活動)		(24年度に行	った主な活動	助) (DO)			度に計画して	いる主な活動	力)(PLAN)	
<ul><li>新規賦課にとも</li></ul>	なう事務(①	分担金申告書	<b>書提出、②減</b> 額	免・猶予申請	受付 前年					
、③決定通知発行・滞納者に対する	、減免・猶予 督促状の発行	>決定通知書 <i>0</i> - 納付相談	D発行、④納1 滞納整理(4	付書の発行ほ 周別訪問)	か)					
・賦課対象地に対に関する審査、支	する現地調査	、受益者分担	日金の一括納付	寸に対する報	奨金					
			元で寺 を仃つ		L	s - 2 - 2 - 124 2 - 8 - m	em T			
<ul><li>① 活動指標(事務)</li><li>プ 調定額(現)</li></ul>	浄美の店期   <b>午</b> 度)	重を表す指標	₹ <i>)</i>			り主な増減の F度と同類程	<sub>埋田</sub> 度を見込んて	ミハス		
→ イ 調定額(過	·一及/ ·年度)				千円		/X & 70.20.70 \	. • • • •		
②対象(誰、何を		<b>\</b> るのか)*	人や自然資源			象指標(対象の	り大きさを表	す指標)		(単位)
• 農業集落排水事	業受益者(受	益地)				調定件数(瑪				件
XV=7TTLW					1/	5767 <del>5</del> 7756757	- T.E K.E.E F.	7.70.70.7		
③意図(この事業・分担金が適切に			_		**********		り達成度を表 年度)	す指標)		(単位) %
7月12年から週9月15		大「これ」八で10	<b>~</b>		$\Rightarrow \frac{1}{\sqrt{1}}$	収納率(現	十尺/			
*③成果指標設定	の理由と25	年度目標値設	定の根拠						総トータノ	レコスト
収納率をみること	で、分担金な	が適切に賦課	され確実に終	人できてい	るかを確認で	できると考え	た。既に高水	(準にあり、	全体記	計画 年度
対象件数も少ない	いことから、ネ	析たな木納を	生まり現状を	: 継続りるこ	とを放果とし	して設定した	0		70	平及 0
(2) 各指標·総事業		22年度	23年度	24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
の推移	単位	実績(決算)		目標(当初予算)			予定	見込	見込	/
<ol> <li>① 活動指標</li> </ol>	ア千円	922	514	299	894	576	300	300	300	/
	イチ円	76	87	1	9	1	1	1	1	
② 対象指標	ア件	5	21	15	45	15	15	15	15	
	ア%	99. 6	99. 6	99. 1	100	99. 1	99. 1	99. 1	99. 1	
③ 成果指標	7 70	33.0	33.0	33. 1	100	33. 1	33. 1	33. 1	33. 1	
国庫支	出金 千円									
財都道府県										
事源地方	債 千円									
内その	'	115	47	48	60	48	48	48	48	
投業課課級			]							
一般則		115	4-	40	00	10	10	40	10	
入費 (A) 事業		115 0	47 0	48	60	48	48	48	48	
(A) のうち打 (A) のうち時		0	0	0	0	0	0	0	0	
量 (A)のうち時 人 正規職員従		5	5	5	6	5	5	5	5	II / I
件延べ業務		325	150	325	149	325	325	325	325	
費 (B) 人件事		1, 339	605	1, 312	606	1, 312	1, 312	1, 312	1, 312	
トータルコスト(		1 454	652	1 360	666	1 360	1 360	1 360	1 360	17

事務事業名	農集受益者分担金賦課徴収事務	所属部 水道局	所属課 上下水道課
-------	----------------	---------	-----------

		/
2	評価の部	

	*原則は24年度の事後評価、ただ	し複数年度事業は24年度実績を踏まえての途中評価
	①24年度目標達成度評価	□達成した □達成しなかった ⇒【原因 □
目標達出	事務事業の当年度実績は当年度目標値を達成 したか、未達成の場合その原因は?	
成度評価	②25年度目標達成見込み	図目標達成見込みあり⇒【理由 □ □目標達成は厳しい ⇒ 【理由と対策 □ 滞納者については支払い困難な世帯が多いが、訪問回数を増やす、対面できるよう訪問時間を工夫する等により、目標を達成する見込みである。
<u> </u>	事務事業の次年度目標値に対して次年度の見 込みはついているのか?	
	③成果の向上余地	□向上余地がある ⇒【理由 ¬ □向上余地がない ⇒【理由 ¬
	次年度以降にこの事務事業の成果を向上させる 余地はあるか?成果が頭打ちになってないか	滞納者に対して可能な限り面会し、支払いをお願いしており、これ以上の収納率の向上は難しい。
有効性評価	<ul><li>④類似事業との統廃合・連携の可能性</li></ul>	□他に手段がある (具体的な手段、事務事業) ☑他に手段がない ⇒ 【理由 □ に統廃合・連携ができる ⇒ 【理由 □ に統廃合・連携ができない ⇒ 【理由 □ 類似事業はない。
,-	目的を達成するには、この事務事業以外他に 方法はないか?類似事業との統廃合ができる か?類似事業との連携を図ることにより、 成果の向上が期待できるか?	次(A) ず木(A) V '。
	⑤事業費の削減余地	□削減余地がある ⇒【理由 ¬ □削減余地がない ⇒【理由 ¬
		必要最小限の経費であり削減の余地はない。
率	成果を下げずに事業費を削減できないか? (仕様や工法の適正化、住民の協力など)	
性評	⑥人件費(延べ業務時間)の削減	□削減余地がある ⇒【理由 ¬ ☑削減余地がない ⇒【理由 ¬
価	余地 おれてもして研ぶ業務時間を削減できないか?	必要最小限の人員であり削減の余地はない。
	やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか? 成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか? か? (アウトソーシングなど)	
公正	⑦受益機会・費用負担の適正化余 地	□見直し余地がある ⇒【理由 ¬ □公平・公正である ⇒【理由 ¬
平性評	事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平	分担金については、地方自治法及び条例等に基づき、受益者負担の原則にそって徴収するもので、公正である。
評価	ではないか?受益者負担が公平・公正になって いるか?	一括報奨金については平成25年度より交付対象区域を広げ、多くの人に行き渡るよう改定し た。
役割	⑧行政の役割分担の適正化	□見直し余地がある ⇒【理由 ¬ □役割分担は適正である ⇒【理由 ¬
役割分担評価	事業事務のやり方や手段においてこれまでの 行政、市が行ってきた範囲を住民や地域・団体 に移行できないか?	行政が行うべき業務であり適正である。 
3	評価結果の総括 (SFF) :	※事務事業全体の振り返り 成果及び反省占等を記入

\_\_\_ 目標を達成することができた。

	(事務事業担当課案)	( 1)	T A NT
4 4 (4) (1) (1)	(事於事主相 ) 課金)		AN

(1) 今後の事業の方向性	(改革改善案)・・・	複数選択可
---------------	------------	-------

□廃止 □休止 □目的再設定 □事業統廃合・連携 □事業のやり方改善(有効性改善 □事業のやり方改善(効率性改善 □事業のやり方改善(公平性改善

☑現状維持(従来通りで特に改革改善をしない

今後も目標達成をめざし、引き続き適切な事務を行っていく。

(2) 改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要)

削減 維持 増加	```	٠.,	コスト			
向上   維持   O		*****	削減	維持	増加	
成 果 維持 O	15	向上				
A (2-1)	足	維持		0		
低ト		低下				

(3) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策